⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

⑵　評価項目及び評価指標

①　企業の評価について

「評価項目」

単体及び特定建設工事共同企業体の代表者における品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

「評価指標」

優：ＩＳＯ09001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済

良：ＩＳＯ09001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済

可：未取得

「項目別配点」

優：20点

良：10点

可：０点

・評価項目に関する証拠書類の写しを評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。（異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを評価資料に併せて提出すること。

・発注機関を指定していない項目については、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の改令で定める法人での発注とする。

②　簡易な施工計画の評価について（その１）

「評価項目」

・プレキャストＰＣ床版の施工におけるコンクリートの品質確保対策について、以下のいずれかの項目を選択して期待する効果を含めて記述する。

なお、コンクリートの配合の変更及び添加材の追加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

・プレキャストＰＣ床版の工場製作におけるコンクリートの施工方法

・プレキャストＰＣ床版の継手部のコンクリートの施工方法

「評価指標」

優：施工計画が適切であり、優れた工夫が見られる。

良：施工計画が適切であり、工夫が見られる。

可：施工計画が適切であるが、工夫が見られない。

「項目別配点」

優：40点

良：20点

可・不採用：０点

③　簡易な施工計画の評価について（その２）

「評価項目」

・対面通行規制下での床版施工時のクレーン作業における現場従事者及び第三者に対する効果的な安全管理に関する施工計画について、以下のいずれか１項目を選択して施工計画を提出する。

・施工手順の妥当性

・施工上配慮すべき事項の適切性

・施工上の課題への対応の適否

「評価指標」

優：施工計画が適切であり、優れた工夫が見られる。

良：施工計画が適切であり、工夫が見られる。

可：施工計画が適切であるが、工夫が見られない。

「項目別配点」

優：40点

良：20点

可・不採用：０点

・施工計画の提出がない場合は不採用として扱う。

・施工計画に記載する項目は、上記②において「プレキャストＰＣ床版の工場製作におけるコンクリートの施工方法」、「プレキャストＰＣ床版の継手部のコンクリートの施工方法」のうちから１項目を選択して施工計画を提出するものとし、２項目以上選択された場合は不採用とする。

・施工計画に記載する項目は、上記③において「施工手順の妥当性」、「施工上配慮すべき事項の適切性」又は「施工上の課題への対応の適否」のうちから１項目選択して施工計画を提出するものとし、２項目以上選択された場合は不採用とする。

・施工計画の本文１行当たりの文字数が48字を超えている場合、又は１ページ当たりの行数が42行を超えている場合は不採用とする。

・施工計画の枚数は、説明用図表及び写真等を含みＡ４版片面２枚以内とし、２枚を超えた場合は不採用とする。（説明用図表及び写真等に記載する文字のサイズは、本文の文字と同じサイズとし、所定の行数内に収めるものとする。）

・上記③において交通保安要員の追加配置に関する施工計画は不採用とする。

・上記③において標準案を超える本線規制が必要な施工計画は不採用とする。

・施工計画の実施において第三者協議が必要となる施工計画は不採用とする。

・施工計画のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・評価項目で規定された施工計画でない場合は、提出された施工計画の優劣に関わらず不採用とする。

・施工計画のうち、一部適切でない内容が含まれる場合は評価に「一部不採用」の文言をその理由と共に付記し、その他の内容を評価する。（例：優（一部不採用：施工計画の内、●●の計画については不採用とする。））

・不採用の場合、得点は０点とする。

⑶　落札者の決定方法　評価資料に記載された内容の評価による評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値を加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.1」とする。